

平成29年度補正ものづくり補助金 2次募集における加点措置の積極的な活用について

(趣旨)平成29年度補正分から、審査における加点項目として、新たに「先端設備等導入計画の認定」が加わったところであるが、1次募集の採択結果を見ると、当該加点項目を活用した案件の採択率が78.7%(新産課調べ)と、平均を大きく上回る結果となり、有効性が確認された。

2次募集においても、当該加点項目の活用により採択率が向上することが見込まれることから、認定支援機関が補助申請書の確認を行う際や申請相談を受ける際等に、加点措置活用が可能な申請者に対して、下記「2. 2次募集に向けての取組方針」により、積極的な活用を働き掛ける。

1. 2次募集概要

(1)公募期間:8月3日(金)~9月10日(月)[当日消印有効]

(2)事業詳細: ※詳細は公募要領参照

①企業間データ活用型

補助上限額:1,000万円 補助率:2/3

②一般型

補助上限額:1,000万円 補助率:1/2 **(※先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3)**

③小規模型

補助上限額:500万円 補助率:小規模事業者2/3、その他1/2

(3)加点項目:

①先端設備等導入計画の認定企業(申請中も含む) ※補助申請時に認定書又は認定申請書(申請中の場合)の写しの提出が必要

②有効な経営革新計画の承認(申請中を含む)、経営力向上計画の認定(申請中を含む)、地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認(申請中を含む)を取得した企業

③総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業

④小規模型に応募する小規模事業者等

⑤平成30年7月豪雨により被害を受けた企業等

平成29年度補正ものづくり補助金 2次募集における加点措置の積極的な活用について

2. 2次募集に向けての取組方針

- 各認定支援機関において、もの補助申請に係る相談を受け付ける際、申請者が該当市町村に所在しているかどうかの確認を行い、活用が可能な場合には、先端設備等導入計画認定による加点措置の積極的な活用を勧める。
- 導入促進基本計画が策定されていない市町村においては、経営革新計画や経営力向上計画の取得による加点措置の活用を勧める。
- 一次公募で上記加点措置を活用せずに不採択となった申請者に対し、可能な限りフォローアップに努める。

3. 参考・留意事項

- 導入促進計画策定市町村一覧の確認方法： 下記東北経産局ホームページ参照（※随時更新）
http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/seisansei/pdf/sityousonkihondoui.pdf
- 先端設備導入計画の認定申請方法：認定支援機関からの確認を受けた上で、補助事業の実施場所の市町村に申請書を提出する。
- 先端設備等導入計画様式・策定マニュアル等： 下記中小企業庁ホームページ参照（※記載例あり）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
- もの補助申請時点で、市町村に対し先端設備等導入計画の認定申請を行っていれば、加点措置の対象になる。
ただし、採択された場合、計画認定を受けてからでないと交付決定を受けられない（事業に着手できない）ことに留意。